○那須町空き店舗バンク設置要綱

令和6年3月29日

告示第82号

(趣旨)

第1条　この告示は、那須町における空き店舗を有効活用し、出店等の促進による商業活動等の活性化を図るため、那須町空き店舗バンクに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　空き店舗　町内に存在する店舗及び事務所(固定資産課税台帳に登録されているものに限る。)で、現に営業していない事業用の建物及びその敷地をいう。

(2)　所有者　空き店舗に係る所有権その他の権利を有する者で、当該空き店舗の売却又は賃借を行うことができる者をいう。

(3)　空き店舗バンク　町が空き店舗の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受け登録した情報を、空き店舗の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条　この告示は、空き店舗バンク以外による空き店舗の取引を妨げるものではない。

(空き店舗の登録)

第4条　空き店舗バンクに空き店舗の登録を希望する所有者(以下「登録申込者」という。)は、空き店舗バンク物件登録申込書(様式第1号)にその他関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、空き店舗バンク物件登録完了通知書(様式第2号)を登録申込者に通知するものとする。

3　町長は、第1項の規定による申込みをしていない空き店舗で、登録することが適当と認めるものは、当該所有者に対して同項の規定による申込みを勧めることができる。

4　町長は、次の各号いずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。

(1)　所有者が複数人いる場合であって、登録に関する承諾をしない者がいるとき。

(2)　公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。

(4)　賃貸借を希望する期間が、1年未満のとき(賃貸借を希望するときに限る。)。

(5)　抵当権等が設定されているとき(売買を希望するときに限る。)。

(6)　その他町長が適当でないと認めたとき。

(登録事項の変更の届出)

第5条　前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「空き店舗登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き店舗バンク物件登録事項変更届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(空き店舗の登録の抹消等)

第6条　町長は、空き店舗登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1)　空き店舗登録者から登録を撤回する申出があったとき。

(2)　第4条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3)　その他町長が適当でないと認めたとき。

2　町長は、空き店舗を登録した日から2年を経過したときは、空き店舗登録者に登録の更新の可否を確認するものとする。

(利用希望者の登録)

第7条　利用希望者は、空き店舗バンク利用登録申込書(様式第4号)にその他関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申込書を受理した場合は、その内容を確認の上、適当と認めたときは、空き店舗バンク利用登録完了通知書(様式第5号)台帳に登録するものとする。

3　町長は、次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による登録を行わないものとする。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める店舗及び事務所として利用しようとする者

(2)　宅地建物取引業者

(3)　空き店舗の転売及び転貸を目的とする者

(4)　公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者

(5)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(6)　政治性及び宗教性のある事業を行う団体

(7)　その他町長が適当でないと認めた者

(利用登録事項の変更の届出)

第8条　前条第2項の規定による登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き店舗バンク利用登録事項変更届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の撤回等)

第9条　町長は、利用登録者から利用登録の撤回の申出があったとき、契約を締結したとき又は第7条第3項に該当するときは、空き店舗バンクの利用登録を撤回するものとする。

2　町長は、利用登録した日から2年を経過した場合には、利用登録者に登録の更新の可否を確認するものとする。

(情報提供)

第10条　町長は、第4条第2項の規定により登録した空き店舗の情報は、空き店舗登録者が同意したものを町ホームページ等により公表するものとする。

2　町長は、第4条第2項の規定により登録した空き店舗及び空き店舗登録者の情報を利用登録者に提供するものとする。

3　町長は、必要に応じて利用登録者の情報を空き店舗登録者に提供することができる。

(交渉)

第11条　町長は、空き店舗登録者及び利用登録者との空き店舗に関する交渉、売買及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条　空き店舗登録者及び利用登録者は、那須町空き店舗バンクにより取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、次の各号に留意するものとする。

(1)　個人情報を不当な目的のために利用しないこと。

(2)　個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(補則)

第13条　この告示に定めるもののほか、空き店舗バンクに関する必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。